

○海上保安庁告示第百六十六号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条、海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号）第八条第一項及び第二項、第二十三条の二第二項並びに第二十三条の四の規定に基づき、並びに海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）を実施するため、伊良湖岬船舶通航信号所に関する告示（平成十五年海上保安庁告示第百八十五号）の全部を次のように改正し、平成二十二年七月一日から施行する。

平成二十二年七月一日

海上保安庁長官 鈴木 久泰

伊勢湾海上交通センターが運用する伊良湖岬船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示

（趣旨）

第一条 この告示は、伊勢湾海上交通センター（以下「センター」という。）が運用する伊良湖岬船舶通航信号所について周知するとともに、海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号）以下「規則」という。）第八条第一項の規定による指示の方法、第二十三条の二第二項の規定による情報の提供の方法及び第二十三条の四の規定による勧告の方法を定めることで、センターが行う情報の提供、勧告及び指示の実効性を向上させ、もって、船舶の安全な航行に資することを目的

とする。

(用語の定義)

第二条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 巨大船等 海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号。以下「法」という。）第二十二條各号に掲げる船舶をいう。

二 特定船舶 法第二十九條の二第一項に規定する特定船舶をいう。

三 準特定船舶 特定船舶以外の船舶であつて、船舶自動識別装置を備えた船舶をいう。

四 航路 法別表に掲げる伊良湖水道航路をいう。

(センターが運用する伊良湖岬船舶通航信号所)

第三条 センターが運用する伊良湖岬船舶通航信号所の呼出名称、位置及び業務開始年月日は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。

一 呼出名称 いせわんマーチス

二 位置 愛知県田原市（伊良湖岬）（北緯三十四度三十四分五十秒東経百三十七度一分）

三 業務開始年月日 平成十五年七月一日

(情報の提供)

第四条 前条の航路標識を運用することにより船舶を特定せずに行われる情報の提供（以下「一般情報の提供」という。）の方法、内容及び通信の冒頭に冠する通信符号は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。

一 方法 MF無線電話、ファクシミリ、インターネット・ホームページ、船舶自動識別装置又は電話

## 二 内容

イ MF無線電話、ファクシミリ及びインターネット・ホームページによる場合

- (1) 航路における船舶の交通の制限の状況
- (2) 大山三角点（北緯三十四度三十六分七秒東経百三十七度八分四十七秒）から石鏡灯台（北緯三十四度二十六分四十秒東経百三十六度五十五分二十五秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（以下「伊勢湾海域」という。）及び大山三角点から石鏡灯台まで引いた線、大王埼灯台（北緯三十四度十六分三十四秒東経百三十六度五十三分五十八秒）から九十度四万千メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度に陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（以下「遠州灘海域」という。）を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況
- (3) 長さ百三十メートル以上の船舶及び物件えい航船等（法第二十二條第四号に規定する船舶

をいう。)の航路入航予定時刻、船名、総トン数等

- (4) 航路における管制信号(規則第八条第二項の表に掲げる信号をいう。)の現状及び予告
- (5) 航路及びその付近の海域における船舶の動向及び漁ろうに従事している船舶の集中の状況
- (6) 伊勢湾海域、遠州灘海域及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況

- (7) 伊良湖岬及び舞阪における風向及び風速並びに大王埼における風向、風速、気圧及び波高
- (8) 航路及びその付近の海域において霧等が発生した場合における視程の状況

- (9) 伊勢湾海域及び遠州灘海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況

- (10) 伊勢湾海域及び遠州灘海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況

- (11) その他船舶の航行の安全上必要な事項

ロ 船舶自動識別装置による場合

- (1) イに掲げる事項(3)及び(7)を除く。

- (2) 潮岬及び大王埼における風向、風速、気圧及び波高、石廊埼における風向、風速及び気圧、八丈島における風向、風速及び波高並びに桃頭島、伊良湖岬、舞阪及び御前埼における風向及び風速

ハ 電話による場合 イ(1)、(3)及び(4)に掲げる事項

三 通信の冒頭に冠する通信符号 IZFORMATION (船舶自動識別装置による場合に限る)。

2 前条の航路標識を運用することにより船舶を特定して行われる情報の提供の方法、内容及び通信の冒頭に冠する通信符号は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。

一 方法 VHF無線電話又は船舶自動識別装置

二 内容

イ VHF無線電話による場合

(1) 伊勢湾海域及び遠州灘海域のうち伊良湖岬船舶通航信号所から約十海里以内の海域のうち、主として航路及び航路に至る主要通航路並びにその周辺海域(以下「情報提供可能海域」という。)にある準特定船舶に対する規則第二十三条の二第三項各号に掲げる事項に準ずる

事項

(2) 情報提供可能海域にある特定船舶及び準特定船舶に対する船舶の航行の安全上必要な事項

(1)及び法第二十九条の二第一項の規定により提供されるものを除く。

(3) 情報提供可能海域にある船舶(特定船舶及び準特定船舶を除く。)からの依頼に基づく当該船舶の航行の安全上必要な事項

ロ 船舶自動識別装置による場合 愛知県及び三重県の陸岸から約三十海里以内の海域（ただし、伊勢湾については北緯三十四度四十五分の線以南の海域に限る。）のうち、主として航路及び航路に至る主要通航路にある船舶自動識別装置を備えた船舶の航行の安全上必要な事項

三 通信の冒頭に冠する通信符号

イ 情報の提供（ロの場合を除く。）

(1) 日本語の場合 情報

(2) 英語の場合 INFORMATION

ロ 船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認められる場合における情報の提供

(1) 日本語の場合 警告

(2) 英語の場合 WARNING

3 規則第二十三条の二第二項の規定によるセンターが行う情報の提供の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 方法 VHF無線電話

二 通信の冒頭に冠する通信符号

イ 情報の提供（ロの場合を除く。）

(1) 日本語の場合 情報

(2) 英語の場合 INFORMATION

ロ 船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認められる場合における情報の提供

(1) 日本語の場合 警告

(2) 英語の場合 WARNING

(勧告)

第五条 規則第二十三条の四の規定によるセンターが行う勧告の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 方法 VHF無線電話又は電話

二 通信の冒頭に冠する通信符号

イ 日本語の場合 勧告

ロ 英語の場合 ADVICE

(指示)

第六条 規則第八条第一項及び第二項の規定によるセンターが行う指示の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 方法 VHF無線電話又は電話

二 通信の冒頭に冠する通信符号

イ 日本語の場合 指示

ロ 英語の場合 INSTRUCTIONS

(情報の提供、勧告及び指示の方法の詳細)

第七条 前三条に規定する方法の詳細(無線電話にあつては電波の型式、周波数及び空中線電力、船舶自動識別装置にあつては海岸局識別、電話にあつては電話番号、ファクシミリにあつてはファクシミリ番号、インターネット・ホームページにあつてはインターネット・ホームページアドレスをいう。以下同じ。)、使用言語並びに実施時期は、別表のとおりとする。

(留意事項)

第八条 船舶は、この告示の定めるところによりセンターが行う情報の提供、勧告及び指示を受けるに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

一 情報提供可能海域にあるVHF無線電話を備えた船舶は、法令により義務付けられている場合を除き、常時これを聴守することが推奨されること。

二 一般情報の提供は、実施時期の制限、情報の編集の都合等により、情報の一部を省略して行う場合があること。

三 船舶の種類若しくは大きさ、センターが使用するレーダーから当該船舶までの距離又は海面の状況等により、十分な情報が得られない場合があること。



- 四 船舶に備えられた船舶自動識別装置から自動的に送信される当該船舶の船名、船舶局識別、船種、船速等の情報が正確でないとき又は当該船舶が船舶自動識別装置を常時作動させていないときには、当該船舶を識別することができない場合があること。
- 五 船舶自動識別装置により行う情報の提供は、当該無線通信のふくそう状況により、適時に行うことができない場合があること。
- 六 第四条第一項第二号ロ(2)に掲げる事項に関する情報の提供は、船舶の進路方向を踏まえた地点に係る情報に限定して行われること。
- 七 第四条第二項第二号イ(1)及び(2)に掲げる事項に関する情報の提供は、情報提供可能海域に入った後速やかにセンターにおいて識別された船舶であつて、センターからの呼出しに対し常に応答することができている状態にある船舶に対して行われること。ただし、特定船舶及び準特定船舶の航行が極めてふくそうする場合等にあつては、準特定船舶に対する当該情報の提供を行うことができない場合があること。
- 八 勧告は、海上保安庁の船舶からの呼びかけその他の適切な方法により行う場合があること。
- 九 指示は、規則第八条第二項の表に掲げる信号を併用して行うほか、海上保安庁の船舶からの呼びかけその他の適切な方法により行う場合があること。
- 十 情報の提供は、船舶の安全な航行を援助するため、船舶に対し、センターにおいて観測された

事実及び状況等を伝えるものであり、操船上の指示をするものではないこと。  
 十一 勧告は、船舶の安全な航行を援助するため、船舶に対し、進路の変更その他の必要な措置を促すものであり、操船上の指示をするものではないこと。

別表（第七条関係）

方法	方法の詳細	使用言語	実施時期
M F 無線電 話	一 日本語の場合 H 三 E 一、六六五 kHz 一〇 W 二 英語の場合 H 三 E 二、〇一九 kHz 一〇 W	日本語又は英語	一 日本語を用いる場合 毎時の一五分及び四五分からのそれぞれ一五分間 二 英語を用いる場合 毎時の〇分及び三〇分からのそ

<p>別装置</p> <p>船舶自動識</p>	<p>VHF無線</p> <p>電話</p>	
<p>〇〇四三一〇三一（金冠送受信所）</p> <p>〇〇四三一〇四〇二（伊良湖岬送受信所）</p> <p>〇〇四三一〇四〇三（朝熊ヶ岳送受信所）</p>	<p>一 呼出し及び応答用</p> <p>F 三 E 一五六・八〇MHz（チャンネル一六）</p> <p>一〇W</p> <p>二 呼出し及び通信用</p> <p>F 三 E 一五六・六五MHz（チャンネル一三）</p> <p>一〇W</p> <p>三 通信用</p> <p>F 三 E 一五六・七〇MHz（チャンネル一四）</p> <p>一〇W</p> <p>F 三 E 一六一・七〇MHz（チャンネル二二）</p> <p>一〇W</p>	
<p>英語</p>	<p>日本語又は英語</p>	
<p>適時</p>	<p>適時</p>	<p>間</p> <p>れぞれ一五分</p>

	<p>電話</p> <p>〇〇四三一〇四〇四（谷ノ山送受信所）  〇〇四三一〇四〇五（名古屋送受信所）  〇〇四三一〇五〇三（潮岬送受信所）</p> <p>一 一般情報の提供の場合  〇五三一―三四―二六六六  二 勧告及び指示の場合  〇五三一―三四―二四四三</p>		
	<p>ファクシミリ</p> <p>〇五三一―三四―二八八八</p>	<p>日本語</p> <p>一 一般情報の提供の場合 日本語  二 勧告及び指示の場合 日本語  又は英語</p>	<p>一 一般情報の提供の場合  船舶から問い合わせがあったとき</p> <p>二 勧告及び指示の場合 適時</p>
<p>インターネット・ホームページ</p>	<p><a href="http://www6.kaiho.mlit.go.jp/isewan/">http://www6.kaiho.mlit.go.jp/isewan/</a></p>	<p>日本語</p>	<p>船舶から問い合わせがあったとき</p>

備考 航路における船舶の航行の制限が行われた場合若しくは同制限が解除された場合又は伊勢湾海域及び遠州灘海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等が発生した場合におけるMF無線電話による一般情報の提供は、MF無線電話の項実施時期の欄に掲げる事項によらず、適時その情報を提供する。